

会員のしおり

2015年4月 明野小学校PTA

明野小学校PTA規約

第1章 総 則

(名称及び所在地)

第1条 この会は、伊勢市立明野小学校在校生の保護者と教職員の会（略称「明野小PTA」以下「本会」という）という。

2 本会の事務局を伊勢市立明野小学校におく。

(構成員)

第2条 本会の会員は、在籍する児童の父母又は保護者（以下「P」という。）と、本校に勤務する教職員（以下「T」という。）とする。

(目 的)

第3条 本会は、在籍する児童の父母及び保護者または家庭と学校と社会における児童の福祉を増進し、教育の振興をはかるとともに、会員相互の親睦を深め教養を高める事を目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行なう。

- (1) 教育への理解を深める。
- (2) 家庭と学校の協力により、児童を保護育成する。
- (3) 家庭と学校と社会の教育的な環境をよくする。
- (4) 会員の知識と教養を高め、親睦をはかる。
- (5) 児童の教育、福祉のために活動する諸団体と協力する。
- (6) その他、目的を達成するために必要な諸活動を行う。

第2章 会 員

(会員の範囲)

第5条 本会の会員は、次の者とする。

- (1) 明野小学校に在籍する父母または保護者。但し、同一世帯を一会員とする。
- (2) 明野小学校に勤務する教職員。

(加入及び脱退)

第6条 前条に該当する者が本会に加入及び脱退しようとするときは、代表委員会の承認を得るものとする。

(権 利)

第7条 会員は、次の権利を有する。

- (1) 会員として均等の扱いをうけること。
- (2) 本部役員、代表委員及び委員等を選出し、または選出されること。

(義 務)

第8条 会員は次の義務を負う。

- (1) 規約その他の諸規定を遵守すること。
- (2) 議決機関決定、指令及び支指示に従い、組織の統制を維持すること。
- (3) 会費を納めること。

第3章 議決機関

(総会の地位及び構成)

第9条 総会は、本会の最高議決機関で、会員、本部役員、代表委員で構成する。

- 2 総会は、会員の3分2以上をもって成立し、出席は委任状をもってそれにかえることができる。議決は出席者の過半数によるものとする。

(総会の招集)

第10条 総会は、原則として、毎年4月に会長が召集する。

- 2 臨時総会は代表委員会及び会長が必要と認めるとき、または会員の3分1以上から同一理由の議決機関の決定による請求があったときは、会長は会議の目的を明示して召集するものとする。

(総会の議決事項)

第11条 本部の活動に関し、次の事項は、本総会できめなければならない。

- (1) 規定
- (2) 事業方針
- (3) 予算及び決算
- (4) 役員の選出
- (5) 他団体への加入もしくは脱退
- (6) 本会の解散

第4章 執行機関

(代表委員会)

第12条 代表委員会は、本会の活動を円滑にするための諸事項を企画審議する。

(代表委員会の構成)

第13条 代表委員会は、会計監査を除く本部役員及び代表委員で構成する

(代表委員会の任務と権限)

第14条 代表委員会は議決機関の議決を執行し、また緊急事項を処理する。

2 代表委員会は、次の権限を有する。

- (1) 諸会議の招集
- (2) 組織統制に関する必要な措置
- (3) 財産運営と財産管理
- (4) その他前項の任務を遂行するために必要な権限

第5章 本部役員

第15条 本部役員は、次のとおりとする。

- (1) 会長 1名(P)
- (2) 副会長 3名(P)
- (3) 書記 2名(P1名、T1名)
- (4) 会計 2名(P1名、T1名)
- (5) 顧問 2名(学校長、教頭)
- (6) 会計監査 3名(P2名、T1名)

- 2 前項の役員の外に特別委員をおくことができる。この場合議決の承認を得るものとする。

(役員の任務)

第16条 役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表して会務を統括しその運営にあたる。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、必要ある時はその職務を代行する。
- (3) 書記は、会議の記録及び、本会の活動状況の記録等の文書事務を行なう。
- (4) 会計は、本会の会計事務を行なう。
- (5) 監査は、本会会計の出納に係る関係書類が適切に処理されているか検査する。

(役員の選出)

第17条 役員の選出は、次により行なう。

- (1) 会長・副会長・書記・会計・監査は総会において、会員の直接無記名投票又は、総会において認められた、これに準ずる方法によって選出する。
- (2) 学校側役員はTにおいて選出し、総会の承認を得る。

(役員の任期)

第18条 本会役員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 役員の任期は1年とする。但し再任をさまたげない。
- (2) 役員に欠員が生じた場合は前条により選出する。但し運営上、著しい支障がないときは、そのかぎりでない。
- (3) 前条による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第6章 委員及び委員会

(委員)

第19条 本会に次の委員をおく。

- (1) 学級委員 学級委員は学級会員の互選により、3名を選出する。
- (2) 地区委員 地区委員は各地区会員の互選により、選出する。
- (3) 代表委員 各学年部長と各専門部長が代表委員となる。

2 委員の任期は1年とする。

3 学級委員については、1児童在学期間中1回は、その任にあたるものとする。

(委員会部会)

第20条 本会は、事業遂行のため次の委員会部会をおき、事業の企画執行にあたる。

- (1) 学級委員会
- (2) 生活指導部会
- (3) 保健体育部会
- (4) 購買部会
- (5) 文教部会
- (6) オカベン部会

第7章 会計

(会計)

第21条 本会の経費は、会費その他をもってこれにあて、会費の額は次のとおりとする。

- ・ 在校児童1名の場合：月額250円
- ・ 在校児童2名以上の場合：月額300円

(会計年度)

第22条 本会の会計年度は、毎年4月1日にはじまり、翌年3月31日におわる。

(会計監査)

第23条 本会の会計監査は次により行なう。

- (1) 本会の事業及び会計を監査するため監査委員3名をおく。委員の選出については第17条を適用するものとする。
- (2) 会計監査委員は、本会の事業及び会計について、毎年度末に監査を行ない、その結果を翌年度総会に報告する。
- (3) 会計監査委員は、必要に応じて中間監査を行ない、予算執行について、会長に意見をのべることができる。
- (4) 会計監査委員の任期は1年とする。

第8章 その他（規約の撤廃、及び雑則、慶弔規約）

（規約の改廃）

第24条 規約の改廃が生じたときは、役員で協議し代表委員会の審議を経て総会に提案する。

第25条 本会の運営に関して、必要な細則は代表委員会の議を経て別に定めることができる。

（購買運営）

第26条 購買の販売は会員全員が2～3名当番にあたる。

（PTA慶弔規約）

第27条 会員並びに児童の慶弔については、次の基準により行なう。

会員の死亡 5,000円と生花

児童の死亡 5,000円と生花

但し、傷病（児童のみ）については一ヶ月以上の長期療養とし災害については、その都度本部役員会で協議決定する。

この規約は、平成22年4月24日から施行する。

明野小学校PTA内規

1. PTA旅費支払内規

- (1) 役員・先生が、本会PTA活動のため町外へ出張・研修会等に参加した時は、旅費・日当を支払うものとする。
- (2) 旅費については、電車・バス等公共交通機関使用の場合、その実費を支払う。自動車の場合は、次のとおり支払う。
 - ① 起点は、明野小学校
 - ② 旅費は、1km30円
 - ③ 日当は、3時間以上の時に550円とする。
- (3) その他疑義が生じた時は、会長と協議の上、決定する。

2. 役員の選出に伴う内規

・PTA規約第17条関連

- (1) 役員の全部又は一部に立候補者がいない場合は、次項以下により推薦者を決め総会で承認を受ける。
- (2) 推薦者を決めるにあたっては、選考委員会を設置する。
 - ① 選考委員会の構成委員は、次のとおりとする。
 - イ. 副会長
 - ロ. 書記（T除く）
 - ハ. 会計（T除く）
 - ニ. 各専門部長
 - ホ. 各学年部長
 - ② 委員長は選考委員で互選する。
 - ③ 選考委員会の開催は、立候補者がいない場合において、立候補の届出締め切り後一週間以内に開催する。
- (3) 選出の方法は、その都度、選考委員会協議し決定する。
- (4) 被推薦者の承諾については、選考委員会の責任において行う。

3. PTA慶弔内規

・PTA規約第27条関連

- (1) 児童の1ヶ月以上の入院又は自宅療養の疾病又はけが 3,000円
- (2) 災害見舞金（本部役員会で認定した自宅の損害） 3,000円
- (3) 先生の扶養親族（一親等）の死亡 5,000円と生花
- (4) その他については、本部役員会で決定する。

4. 本部役員及び代表委員の免除に関する内規

- ・本部役員（会計監査除く）・専門部長・学年部長は、退任後児童の人数に関係なく

すべての役員を辞退できる。

5. 各地区の地区委員選出に関する内規

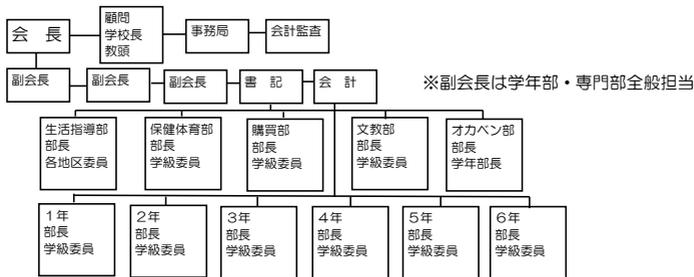
- 児童数100名以上の地区 4名
- 児童数30～100名の地区 3名
- 児童数30名以下の地区 2名
- 新2年～新6年により選出できる。ただしその年の会員数及び役員免除数により各地区の事情を鑑み選出範囲を決定できる。また、選出方法について、各地区で決定する。

この内規は、平成22年4月24日から施行する。

【役員の任務及び任期】

役員名	主な任務	任期
会長	総括・市P連・まちづくり協議会	1年
副会長	会長補佐、専門部・学年部全般、代表委員会司会進行、	1年
副会長	会長補佐、専門部・学年部全般、代表委員会司会進行	1年
副会長	会長補佐、専門部・学年部全般（市P連担当）、代表委員会司会進行	1年
書記	書記、専門部全般	1年
会計	会計、学年部全般	1年
会計監査		1年
生活指導部長	危険箇所調査・交通安全母の会・文化祭（市P連担当）	1年
保健体育部長	自由水泳・運動会・文化祭（市P連担当）	1年
購買部長	文房具・ベルマーク・文化祭	1年
文教部長	新聞作成・文化祭（市P連担当）	1年
オカベン部長	講習会開催・文化祭	1年
1年学年部長	学年活動開催・オカベン部	1年
2年学年部長	学年活動開催・オカベン部	1年
3年学年部長	学年活動開催・オカベン部	1年
4年学年部長	学年活動開催・オカベン部	1年
5年学年部長	学年活動開催・オカベン部	1年
6年学年部長	学年活動開催・オカベン部	1年
学級委員	文教部員1名・保体部員1名・購買部員1名	1年
地区委員	地区活動・生活指導部員	1年
事務局	P T A 事務局全般	1年

【組織図】



【部会】

生活指導部	学校の交通安全教育に協力し、学区内の交通事情及び危険箇所の調査改善に努め児童の安全を守るための事業を行う。
保健体育部	児童及び会員の健康を増進し、保健体育施設の改善に努力し、保健体育のための行事及び学校給食の改善に関する事業を行う。
購買部	学用品の販売及びベルマーク施策によって、児童の学習に便宜を図る。
文教部	会員の教養を高めるための企画推進及び新聞の編集、発行を行う。
オカベン部	研修を開催しコミュニケーションをはかるとともに会員の教養を高める。
各学年部	体育系または文化系の行事を開催し、会員相互の交流を図る。

【学年部会の組織】

(例)

◎部長（オカベン部員）：下表から1名

○副部長：下表から1名

○副部長：先生1名

◇学級代表：下表からA組1名、B組1名、C組1名

専門部	A組	B組	C組	D組
文教	1名	1名	1名	1名
保体	1名	1名	1名	1名
購買	1名	1名	1名	1名

※学年部長の学級は、購買部員なし。

【専門部長選出方法について】

※平成7年度より各地区の持ち回りとしている。

(地区を次の5班に分ける)

1班	湯田1	湯田2	湯田3
2班	新村	上惣	六軒屋
3班	明野1	明野2	明野3A
4班	明野3B		
5班	明野4A	明野4B	

部長	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
生指部	1班	5班	4班	3班	2班	1班	5班	4班
文教部	2班	1班	5班	4班	3班	2班	1班	5班
購買部	3班	2班	1班	5班	4班	3班	2班	1班
お^\部	4班	3班	2班	1班	5班	4班	3班	2班
保体部	5班	4班	3班	2班	1班	5班	4班	3班

【市P連本部役員出向年度表】

担当校	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
明野小	○			○			○	
小俣中		○			○			○
小俣小			○			○		

【市P連各委員派遣年度表】

委員会	担当部	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
広報	文教	○			○			○
家庭教育	保体		○			○		
生活環境	生指			○			○	

【三校PTA幹事校年度表】

担当校	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
明野小	○			○			○	
小俣中		○			○			○
小俣小			○			○		